

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第102号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の入居申込書には、前項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>4 及び5 略</p>	<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の入居申込書には、前項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>4 及び5 略</p>
<p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p> <p>第3条の2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 条例第7条第4項第7号の規則で定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。</p>	<p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p> <p>第3条の2 条例第7条第4項第5号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。</p>
<p>（低額所得者の収入の基準）</p> <p>第3条の3 条例第7条第4項第9号の規則で定める収入の基準は、1万円以下とする。</p>	<p>（低額所得者の収入の基準）</p> <p>第3条の3 条例第7条第4項第8号の規則で定める収入の基準は、1万円以下とする。</p>
<p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 条例第7条第4項第11号に該当する者のうち、生活の状況その他の事情から連帯保証人の確</p>	<p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 条例第7条第4項第10号に該当する者のうち、生活の状況その他の事情から連帯保証人の確</p>

保が困難な者	保が困難な者
<p data-bbox="194 271 391 302">(収入の申告等)</p> <p data-bbox="194 311 375 342">第6条の5 略</p> <p data-bbox="194 351 790 506">2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第10号の5)に第2条第2項第1号、第2号及び第7号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p data-bbox="194 515 279 546">3 略</p>	<p data-bbox="790 271 986 302">(収入の申告等)</p> <p data-bbox="790 311 938 342">第6条の5 略</p> <p data-bbox="790 351 1385 506">2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第10号の5)に第2条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p data-bbox="790 515 874 546">3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。